

住宅用火災警報器 Q&A

H18.5.22

H18.5.29追加

株式会社 確認サービス

- Q1 住宅用火災警報器について知りたいのですが。
A1 消防法及び市町村火災予防条例の改正により、住宅に住宅用火災警報器の設置が必要となりました。
- Q2 住宅用防災機器とは違うのですか。
A2 法令上の用語では住宅用防災機器、住宅用防災警報器となっていますが、一般的な表現として住宅用火災警報器と呼んでいます。当社でも原則として住宅用火災警報器と表現しています。
- Q3 いつから必要になるのですか。
A3 当社業務区域の愛知県、岐阜県、三重県、静岡県では各市町村火災予防条例が平成18年6月1日から施行となりますので、6月1日以降に着工する建築物に必要となります。
- Q4 平成18年5月末日までに確認済証の交付を受けた場合はどうなりますか。
A4 住宅用火災警報器が必要となるのは平成18年6月1日以降に着工した新築住宅ですので、確認済証の交付年月日にかかわらず着工日が6月1日以降であれば設置が必要となります。
- Q5 5月に確認を提出した時に住宅用火災警報器については何も言われなかったのですが、どうすれば良いですか。
A5 確認申請の申請又は確認済証の交付の日付にかかわらず、着工日が6月1日以降であれば必要となりますので設置をしてください。完了検査の際には検査事項となります。
- Q6 着工が6月1日以降となったので住宅用火災警報器を追加設置しますが、変更手続きはどうすれば良いですか。
A6 軽微な変更として取り扱いますので、計画変更確認や変更調書は必要ありません。完了申請の際に完了申請書第4面(工事監理の状況)の備考欄に記載してください。
- Q7 増改築する場合や既存建物にも必要ですか。
A7 平成18年6月1日から必要となるのは、棟新築(全面改築を含む)の場合のみです。棟増改築する場合及び既存建築物については次のとおりです。
・愛知県内は、平成20年5月31日までに設置してください。
・岐阜県内は、平成23年5月31日までに設置してください。
・三重県内は、平成20年5月31日までに設置してください。
・静岡県内は、平成21年5月31日までに設置してください。

- Q8 どういう住宅に必要なのですか。
- A8 一戸建ての専用住宅、併用住宅の住宅部分、寄宿舍・共同住宅の住戸部分、その他複合建築物の住宅部分に必要となります。
ただし、自動火災報知設備やスプリンクラー設備が住宅部分に設置されている場合は、住宅用火災警報器は必要ありません。
- Q9 消防同意の必要のない住宅ですが、審査・検査は誰がどうするのですか。
- A9 住宅用火災警報器は建築基準法施行令第9条に定める建築基準関係規定に含まれましたので、当社で審査・検査を行います。従って住宅用火災警報器について不備がある場合は、原則として確認済証及び検査済証の交付ができません。
- Q10 確認申請の際には、どのように記載すれば良いですか。
- A10 まず、確認申請書第4面【建築設備の種類】欄に住宅用火災警報器と記入してください。
図面表示は、平面図の設置する箇所に凡例等により明示してください。
- Q11 住宅のどこに設置すれば良いのですか。
- A11 設置が必要となるのは、寝室、階段室、廊下、台所の4箇所ですが、必ずしも必要とならない場合もあります。
- Q12 寝室とは居室全てに必要なのですか。
- A12 寝室は就寝の用途に供する居室のみです。従って就寝に供する子供部屋等は含まれますが、就寝しない居間・家事室等は含まれません。
- Q13 階段には必ず設置するのですか。
- A13 2階建ての住宅の場合、2階に寝室があれば 階段室に必要です。ただし、寝室が1階のみの場合は必要ありません。
3階建て以上の場合は、設置基準が複雑ですので個別にお問合せください。
- Q14 廊下にも必要なのですか。
- A14 による設置がまったくない階で、7㎡以上の居室が5以上ある階の廊下に必要となります。
- Q15 台所には必ず設置しなければいけませんか。
- A15 当社業務区域の愛知県、岐阜県、三重県、静岡県内で台所に設置を義務付けしているのは次の市町です。それ以外の市町村は設置努力・推奨となっていますので、できるだけ設置するよう努めてください。

名古屋市消防局(名古屋市)
豊橋市消防本部(豊橋市)
岡崎市消防本部(岡崎市)

春日井市消防本部(春日井市)
豊川市消防本部(豊川市、音羽町、小坂井町、御津町)
豊田市消防本部(豊田市)
西尾市消防本部(西尾市)
江南市消防本部(江南市)
田原市消防本部(田原市)
尾三消防本部(日進市、三好町、東郷町)
衣浦東部広域連合消防局(碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市)
幡豆郡消防組合(一色町、吉良町、幡豆町)

Q16 住宅用火災警報器はどこに取り付ければ良いのですか。

A16 寝室、階段室、台所、廊下で必要な部分の次のいずれかの場所に設置してください。なお、エアコン等の吹き出し口からは1.5m以上離してください。
 ・壁又は梁から横方向に60cm以上離れた天井面
 ・天井から下方に15cm以上50cm以内の壁面

Q17 住宅用火災警報器についてもっと知りたいのですが。

A17 当社にお問合せください。(火災予防条例については各消防本部・消防署、機器の性能・価格については各メーカーにお問合せください)
 なお、当社待合コーナーでは各メーカーの実物見本・パンフレットも展示しておりますので、ぜひご覧ください。

Q18 住宅性能評価付きの住宅では何が変わりますか。

A18 評価項目2-1感知警報装置設置等級(自住戸火災時)の全ての等級において、消防法第9条の2に適合する必要がありますので、等級1又は等級2においても寝室等に感知器の設置が必要となります。
 なお、詳細は当社住宅性能評価部にお問合せください。